

令和2年4月17日

お客様各位

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う外訪営業に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大により、改正特別措置法(新型コロナ特措法)に基づく政府の緊急事態宣言が東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県を対象地域として発出されておりましたが、4月16日全都道府県が対象となりました。

これを受け京都府および滋賀県全域を対象に外出自粛要請等が出される中、当組合におきましては最大限の感染拡大防止措置を講じながら業務の維持継続に務めております。

つきましては、お客様と職員の健康と安全を最優先に考え、緊急事態宣言が発令されている期間、当組合からの訪問集金等の外訪営業を控えさせていただきます。

お客様には大変ご不便をお掛けいたしますが何卒ご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、今般の新型コロナウイルスに関連した感染症の影響により、企業経営に支障が生じる可能性が懸念されています。

営業店窓口は通常通り営業しておりますのでご来店によるお取引のほか、事業者の皆様の資金繰りや経営に関するご相談も随時承っております。

詳しくは最寄りの店舗へご照会ください。

